

千葉市公告第574号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次の土地の所有者が建築協定に加わることになったので、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

なお、その関係図書は、都市局建築部建築指導課に備えて一般の縦覧に供します。

令和2年9月3日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 建築協定区域の一部となった土地の地名地番
千葉市緑区あすみが丘6丁目16-10
- 2 建築協定名称
千葉市あすみが丘ワンハンドレッドヒルズ建築協定
- 3 加わることとなった日
令和2年8月27日